

総 政 企 第 286号
平 成19年 7月13日

統計審議会会長
美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣
菅 義 偉

諮問第321号
法人企業統計調査の改正について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「法人企業統計調査の改正計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

理 由

財務省は、法人企業統計調査（指定統計第110号を作成するための調査）について、我が国における法人の経済活動全体の実態を体系的かつ的確に把握するため、平成20年度調査から、調査対象業種に金融・保険業を追加するとともに金融・保険業に対応した調査票の新設等を行った上で、実施することを計画している。

今回の改正計画については、統計の体系的整備、統計需要への的確な対応等の観点から検討する必要がある。